

組合員各位

新型コロナウイルス感染拡大防止への学習塾の対応について

第 43 報

全国学習塾協同組合 理事長 森 貞孝

緊急事態宣言の発出要請

1都3県の知事が政府に対して緊急事態宣言発出を要請した。

昨年12月の中旬から感染数の増加が目立つようになり、31日に東京都の感染数が1337名に達した。神奈川・埼玉・千葉も感染者の急増が続いた。これを受けて1月2日午後、1都3県の知事が永田町に集まり、西村担当大臣に首都圏について緊急事態宣言を発出するよう要請したものだ。菅内閣としては、緊急事態宣言を発出すれば、経営が厳しくなっている鉄道・バス・ホテルなど go-to トラベル関連業界、go-to イート関連の飲食店などに深刻な影響が出ることで検討する姿勢を見せているが、医療崩壊寸前の状態になった現状はまさにいつ発出してもおかしくない状況だ。

世界の情勢

世界の新型コロナウイルス感染者数は1月4日現在感染者8500万人、死者184万人。南極大陸にも飛び火して全ての大陸でパンデミックが起こっている。10月初めに3400万人だったものが3か月で5000万人増えた。11月頃に最終的に感染者1億人、死者200万人に行くのではないかと想定していたが、現状では感染者2億人、死者300万人に向かってるように見える。特にアメリカ・インド・ヨーロッパ諸国の罹患率が高く、イギリス・南ア連邦の変異種が感染拡大に拍車をかけている。ワクチンの接種が一部で始まったが、その効果のほどは見えてこない。

日本の現状

日本は菅内閣のコロナ感染に対する防止策に多くの国民が不満を募らせ、内閣支持率が急降下した。小池都知事の記者会見も毎回になると真剣に聞く都民も少なくなり、言葉遊びのような印象を持って、街に出る人の数は増えつつある。緊急事態宣言が出ても、罰則がないことが知れ渡っており、ほぼ1年苦しい経営を続けてきた経営者はどこまで従うのか疑問だ。11月頃からの第3波は今まで少なかった地方の県にもクラスターが発生し、さらに家庭内感染が大幅に増えていることから、抑え込むことは無理のように見える。

緊急事態宣言を政府がためらっているのは

政府が緊急事態宣言を出さないのはいくつか理由がある。

- ① 11月末から12月にかけて勝負の三週間と銘打って国民に強い自粛を促したにもかかわらず、その間連日感染者が急増し続け、全く効果がなかった。法的拘束力を持たない緊急事態宣言を発出してもそれによって今以上に外出を控えることはしない可能性が強い。実効性のない緊急事態宣言を出せば以後歯止めがからなくなる。
- ② 分科会の意見をまとめた上で、政府の方針を決定したい。
- ③ 新年のスタートに当たって緊急事態宣言を発出した場合、鉄道、航空、バス、ホテル、飲食、スポーツ、芸能など瀕死の状況下にある業界に与える打撃が大きすぎる。
- ④ 教育関係においても、目前に迫った数十万人が受験する大学入試の共通テストをどうするか。延期した場合ほとんどの大学入試はどうか。学校を休校した場合、遅れに遅れた授業内容はどうか。さらに首都圏だけ緊急事態宣言を行った場合、他県の生徒は、中高入試はどのように行うのか。

緊急事態宣言を政府が発出するのは

- ① 東京都の感染者数 1000 人越えが再び次々に起こり、拡大が抑えきれない時
- ② 急遽法改正を行って、緊急事態宣言に罰則をつけて実施することが可能になった時
- ③ 分科会が一致して緊急事態宣言を出すように迫った時
- ④ 内閣支持率がさらに大幅に下がって、不支持が支持を上回った時

学習塾の対応

現在学習塾は冬期講習の真っただ中にある。そればかりか入試の一番大切な時期が目の前に迫っている。学習塾だけでなく学校も授業を、共通テストを、入試をどのようにしていくのか。教育崩壊が起こるのではないか。

教育関係者は「緊急事態宣言」を発出するかどうか注視している。

緊急事態宣言では、1000 m²以上の学習塾は指導を自粛してオンライン等に切り替えるよう要請される。当組合の学習塾は中小塾が組合員であるため対象にはならないが、緊急事態宣言が発出された場合、規模の大小にかかわらず、市民は「学習塾が生徒を集めて密の状態で行っている」とはげしい抗議を国や都県にしてくると思われる。できたらいつでもオンライン指導に切り替えられる状態、または併用して指導できる状態にしてほしい。さらに緊急事態宣言が発出された場合、可能な限りオンライン指導に切り替えてほしい。入試などの情報については、大学・高校・中学がどのような対応をするのか速報を続けるので、当組合の組合報を常時チェックしてほしい。

コロナ対策をしっかりとしなかった塾は4月5月にもいくつも閉鎖に追い込まれている。これからの1年がコロナへの対応が問われ、生き残っていけるかどうかのカギとなる。

今後のコロナ対策について

当組合の基本方針としては、緊急事態宣言が発出された場合、通塾を自粛するよう求められる地域については、(1000 m²以下であっても)オンライン指導をしてほしい。小さい塾であっても大手塾が自粛している中で堂々と密の状態で行っているのは市民感情として受け入れがたいとする人々が多数存在する。

オンライン指導で生徒の成績が上がらない、やる気を起こさない場合は、AJC 通信で毎号案内をしているオンライン指導のノウハウについてぜひ真剣に取り組んでほしい。

現在の感染拡大が続いている状況下では、残念ながら緊急事態宣言は遅かれ早かれ発出されると考えてしっかりとした対策を立てるべきだ。

今回緊急事態宣言の要請された首都圏以外の地域では、組合として従来からの感染防止対策(マスク・手洗い・検温・消毒等)を徹底した上で

- ① 組合員の塾からは感染者を出さない。
- ② 組合員の塾に給付金・補助金・助成金、融資等の紹介・指導をして塾経営のサポートをする。
- ③ 国の新しい施策が出たら速やかに周知徹底を行う。
- ④ 新型コロナウイルス関連の商品の斡旋を行う。

という従来の方針を続けていく。

困ったときは事務局にお電話ください。事務局 平日 10:00~18:00 受付 電話番号 03-5996-6565

なお、事務局では緊急事態宣言が発出された場合は、1人体制にしますので、つながらない場合は時間をおいて再度おかけください。